

総合棟清掃作業仕様書

1. 総合棟清掃作業の対象は次のとおりとする。

清 掃 場 所			面積 (㎡)	回 数
総合棟	2階	男子トイレ・女子トイレ	34.05	週1回
		階段（北側・南側）	42.37	週1回
		男子更衣室・女子更衣室・エレベーターホール	279.00	月2回
		男子更衣室内（シャワー室・当直室） 女子更衣室内（シャワー室・当直室）		月2回
	3階	男子トイレ・女子トイレ	35.85	週1回
		階段（北側・南側）	41.94	週1回
		医師当直室（シーツ類交換）	11.25	土日祝祭日 年末年始
	4階	男子トイレ・女子トイレ・多目的トイレ	59.55	月2回
		階段（北側・南側）	42.23	週1回

2. 清掃方法

【作業日及び作業時間】

(1) 作業日

- ・ 総合棟清掃作業は原則、土、日曜日に行う。
- ・ 医師当直室清掃作業は、官庁閉庁日、土日祝祭日及び年末年始(12/28～1/3)とする。

(2) 作業時間（清掃作業、片付け時間を含む）

- ・ 原則として、午前8時30分から午前10時30分の間とする。
- ・ 2階の男子更衣室内シャワー室の清掃は、午前8時30分から午前9時00分までの間に行うこと。

【トイレ清掃等内容】

(1) 便器、手洗器等の陶器類は柔らかいスポンジ等を使用して清掃を行い、表面のコーティングを

傷つけないようにすること。

- (2) 手洗器、硝子等は、水垢取り剤を使用して美化に努めること。
- (3) 便器内やフチの裏側は、洗剤を用いてブラシで清掃すること。
- (6) 尿石除去剤を使用して、便器の美化及び悪臭防止に努めること。
- (4) トイレの乾式床は、掃除機による清掃及び洗剤を染み込ませたモップで拭き掃除を行うこと。
- (5) 壁面窓を開け、窓枠や棧は洗剤で拭き掃除する。(6月に1回)
- (7) 壁面タイルや個室トイレ内側の壁等、洗剤を用いて拭き掃除すること。(6月に1回)
- (8) 2階トイレ入口手前の壁は洗剤で拭き掃除する。(6月に1回)
- (9) トイレットペーパーは補充すること。

【階段(北側・南側)・廊下の清掃内容】

- (1) ビニール床シートはダストモップ又は掃除機による清掃及びモップによる水拭きとする。

【更衣室清掃内容】

- (1) 更衣室及び図書室の、手洗器等の陶器類は柔らかいスポンジ等を使用して清掃を行い、表面のコーティングを傷つけないようにすること。
- (2) 床はダストモップ又は掃除機による清掃及びモップによる水拭きとする。
- (3) シャワー室は床、壁は洗剤を用いてブラシで洗うこと。また、カビ等が発生している場合はブラシ及びモップで拭き取ること。
- (4) 随時巡回して汚れがあるときは、その都度掃除すること。
- (5) 更衣室の窓は、洗剤を用いて拭き掃除とする。(6月に1回)
- (6) 更衣室のロッカーの上は、洗剤を用いて拭き掃除とする。(6月に1回)
- (7) 更衣室の靴箱のスノコを移動して床の清掃をすること。(6月に1回)

【医師当直室】

- (1) 掛け布団・枕・マットレスのシーツを交換し、ベッドメイキングを行う。
- (2) 掛け布団と枕は、クリーニング済みのシーツ交換した予備の物を棚に準備すること。
- (2) 室内のゴミを回収し、汚れがあるときは、その都度掃除すること。

【消耗機材】

- (1) 各種ゴミ袋、トイレットペーパーは委託者負担とする。
- (2) 各種清掃資材等は受託者負担とする。

3. その他

この仕様に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときには、委託者と受託者で協議する。